

令和 5 年

第 1 回（3 月）河合町議会定例会議案

令和 5 年 3 月 1 日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第3号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第4号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第5号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 議案第6号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第7号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第8号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 議案第9号 令和5年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 議案第10号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 議案第11号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 議案第12号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算について（別冊）
- 議案第13号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計予算について（別冊）
- 議案第17号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第19号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 河合町立認定こども園条例等の一部改正について
- 議案第22号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正について

議案第 23 号 河合町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 24 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について

議案第 25 号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について

報告第 1 号 権利放棄の報告について

同意第 1 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 2 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 3 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 4 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 5 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 6 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 7 号 政治倫理審査会委員の選任について

同意第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 17 号

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、
地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年3月河合町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 18 号

河合町国民健康保険税条例の一部改正について

河合町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に改め、同条第３項ただし書中「１９０，０００円」を「２００，０００円」に改める。

第２３条第１項中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に、「１９０，０００円」を「２００，０００円」に改める。

附則第２項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月河合町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施する

ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 20 号

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を
求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月河合町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動

車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運転する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 21 号

河合町立認定こども園条例等の一部改正について

河合町立認定こども園条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

河合町立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(河合町立認定こども園条例の一部改正)

第1条 河合町立認定こども園条例（令和元年9月河合町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(河合町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 河合町保育の必要性の認定に関する条例（平成27年3月河合町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月河合町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「

同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第4条 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年3月河合町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第5条 河合町子ども・子育て会議設置条例（平成25年12月河合町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月河合町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

河合町国民健康保険条例の一部改正について

河合町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

河合町国民健康保険条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険条例（昭和３５年４月河合村条例第１号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１項中「４２０，０００円」を「５００，０００円」に改め、同項ただし書中「４０８，０００円」を「４８８，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（適用）

- ２ 改正後の河合町国民健康保険条例第６条の２第１項の規定は、令和５年４月１日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 24 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について

地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置することについて、別紙の規約により関係地方公共団体と協議したいので、同条第 3 項の規定により議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

規 約	奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約
関係地方公共団体	奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合

奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団（以下「広域水道企業団」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 広域水道企業団の設立のための連絡調整に関する事務

(2) 広域水道企業団が経営する広域的な水道事業等の計画の作成に関する事務

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

2 前項の事務に係る検討を集中的かつ効率的に進めるため、必要に応じ、関係団体の長等による検討部会及び関係団体の実務者による幹事会及び作業部会を設置するものとする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、奈良県奈良市法蓮町757奈良県水道局内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 委員 25名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、奈良県知事の職にある者をもって充て、副会長は、橿原市長及び生駒市長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 会長の職務を代理する副会長の順序は、檀原市長、生駒市長の順とする。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長（磯城郡水道企業団においては企業長及び副企業長）をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(事務局)

第10条 第4条の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

2 事務局長は、奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第11条 第4条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、関係団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する関係団体が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

奈良県
大和高田市
大和郡山市
天理市
橿原市
桜井市
五條市
御所市
生駒市
香芝市
宇陀市
平群町
三郷町
斑鳩町
安堵町
高取町
明日香村
上牧町
王寺町
広陵町
河合町
吉野町
大淀町
下市町
磯城郡水道企業団
奈良広域水質検査センター組合

議案第 25 号

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき奈良県葛城地区清掃事務組合理約を別紙のとおり変更したいので、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合理約（昭和３８年８月２６日奈良県指令地第４６６号）の一部を次のように変更する。

第５条中「２４人」を「２０人」に改め、同条第３号を次のように改める。

- （３） 上牧町、王寺町、河合町及び広陵町の議会の議員の中より選出された者各
１人

第６条中「並びに組合市町の長又は副市長若しくは副町長」を削る。

第１０条の次に次の１条を加える。

（運営協議会）

第１０条の２ 組合の運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、運営協議会を置く。

２ 前項の運営協議会の委員は、組合市町の長をもって充てる。

３ 運営協議会の運営に必要な事項については、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

１ この規約は、令和５年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

３ この規約による変更後の第５条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

報告第 1 号

権利放棄の報告について

河合町債権管理条例第 7 条の規定により放棄した債権について、別紙のとおり報告します。

令和 5 年 3 月 1 日

河合町長 清 原 和 人

住宅新築資金及び宅地取得資金 債権放棄に係る報告書

1. 放棄した債権の名称

- ・住宅新築資金
- ・宅地取得資金

2. 放棄した債権の発生年度、金額及び件数

発生年度	住宅新築資金	宅地取得資金	件数
昭和54年度	¥2,623,309	¥1,415,363	2

3. 放棄した事由

○住宅新築資金

- ・河合町債権管理条例第6条第2号 1件 2,623,309 円

(債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められるとき。)

○宅地取得資金

- ・河合町債権管理条例第6条第2号 1件 1,415,363 円

(債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められるとき。)